

群馬県社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 概要

(1) 目的

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

(3) 貸付対象・条件等

①貸付対象

以下の要件をすべて満たす方に、高等職業訓練促進資金を貸し付けます。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条第 2 号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び同法第 31 条の 10 において準用する同法第 31 条第 2 号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者

イ 児童扶養手当全部受給者

ウ 県内に住所を有している者

エ 養成機関等を卒業後、取得した資格が必要な業務に従事しようとする者

オ 高等職業訓練促進給付金の支給機関から推薦を受ける者

カ 同種の修学資金を他から受けていない者及び受ける予定のない者

ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者は貸付対象外とします。

②貸付額等

下記の金額を貸し付けます。

ア 入学準備金 500,000円以内

イ 就職準備金 200,000円以内

③ 原則、連帯保証人（独立の生計を営む方で、かつ、県内に居住する方）を 1 人必要とします。

ただし、貸付希望者が未成年の場合は 2 人必要です。そのうち 1 人は法定代理人としてください。その場合は 2 人のうち一方が県内居住者であればよいものとします。

④ 貸付利子は、保証人を立てた場合は無利子です。保証人を立てない場合には、返還債務の履行猶予期間中は無利子、履行猶予期間経過後は、年 1 % とします。

(4) 貸付方法

申込者に対する面接、審査後、貸付決定者と県社協会長との間で契約を結びます。その後、指定口座に一括で貸付金を振り込みます。

(5) 貸付契約の解除

県社協会長は、貸付を受けている者が下記のいずれかに該当するときは、貸付の契約を解除します。

- ①退学したとき。
- ②心身の故障のため、養成機関等を卒業する見込みがなくなると認められるとき。
- ③学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- ④死亡したとき。
- ⑤その他訓練促進資金の貸付の目的達成の見込みがなくなると認められるとき。

(6) 返還債務の免除

①申請により返還債務が免除となる時

ア 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事した場合（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない）。

イ 取得した資格が必要な業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合。

②返還債務の一部が免除となる時

ア 取得した資格が必要な業務に従事した場合（審査があります）。

イ 死亡、又は心身の障害、その他、特別の事情により、貸付を受けた資金を返還することができないと認められるとき（審査があります）。

(7) 返還について

返還の方法は、返還事由が発生した翌月から、県社協会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、一括又は月賦等均等払により、納入通知書にて金融機関の窓口から納付していただきます。

①返還が始まる時（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く）

ア 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。

イ 訓練促進資金の貸付を受けた者が、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に、取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき。

ウ 訓練促進資金の貸付を受けた者が、養成機関終了後、取得した資格が必要な業務に従事したものの離職し、再就職のための求職活動期間が通算1年を超過したとき。

エ 訓練促進資金の貸付を受けた者が、取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき。

オ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

②返還の期間は、返還計画書等に基づき、県社協会長が認めた期間（最長で5年間まで）とします。

③正当な理由が無く、期日までに貸付金の返還をしなかったときは、延滞利子の支払い義務が生じます（返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3% ※但し、令和2年3月31日以前に貸付契約を結んだ方は従前どおり年5%）。

(8) 返還の猶予

申請により返還が猶予できるとき。

- ①訓練促進資金の契約が解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。
- ②当該養成機関卒業後、さらに他種の養成機関において修学しているとき。
- ③取得した資格が必要な業務に従事しているとき。
- ④災害、疾病、負傷、その他、特別の事情により資金の返還が困難であると認められるとき。

(9) 申請方法

下記の書類を添えて、給付金支給実施機関を通じて県社協会長へ申請を行ってください。

- ①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（要領様式第1号）
- ②戸籍謄（抄）本
- ③身上調書（要領様式第2号）
- ④高等職業訓練促進給付金等支給決定通知（写）
- ⑤児童扶養手当証書（写）
- ⑥住民票（世帯全員の記載があるもの。住民票コード、個人番号以外に省略のないもの）
- ⑦《入学準備金申請時》
 - ・養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金の他、参考図書、学用品等納付金の額が記載された入校案内等、貸付申請額の内訳が分かるもの。《就職準備金申請時》
 - ・養成機関の課程を修了したことを証明する書類（卒業（修了）証明書等）
 - ・取得した資格を証明する書類（国家試験を受験して資格を取得した場合は合格証等の写し及び登録証の写し）
 - ・採用（内定）通知、就職にあたり必要な費用（就職に伴う転居費用、転居先の賃貸物件の礼金や仲介手数料、必要な被服・道具費用、通勤用自転車等の購入費等）の内訳が分かるもの。※上記の合格証の写しは合格後、登録証の写しは登録手続き終了後、それぞれ準備でき次第、申請書とは別途提出することを可とする。
- ⑧連帯保証人については、次の書類
 - ・住民票（住民票コード、個人番号以外に省略のないもの）
 - ・所得を証明するもの（市町村発行の所得証明・源泉徴収票等）

(10) 届出の義務

届出が必要なとき。

- ①貸付を受けた者又は連帯保証人の氏名、本籍地、住所、電話番号、携帯番号について変更があったとき、また、連帯保証人の勤務先に変更があったとき。
→「訓練促進資金氏名等変更届」（要領様式第20号）
- ②退学、留年、休学、若しくは停学又は復学したとき。
→「訓練促進資金退学等届」（要領様式第21号）
- ③就職、再就職、退職、休職、復職等をしたとき。
→「訓練促進資金就業（変更）届」（要領様式第22号）
- ④複数年度にわたり高等職業訓練促進給付金の支給を受けているとき。
→年度が変わるごとに「訓練促進資金在学届」（要領様式第23号）

- ⑤養成機関修了後、当然猶予または裁量猶予を受けているとき。
→「訓練促進資金現況届」（要領様式第24号）
- ⑥養成機関修了後、取得した資格が必要な業務に従事していることを理由に猶予の決定を受けたものの、やむを得ない事由により離職し、求職活動を行うことを理由に猶予の再決定を受けたとき。
→「訓練促進資金求職活動状況報告書」（要領様式第25-1号）
- ⑦貸付を受けた者が死亡したとき。
→「訓練促進資金借受人死亡届」（要領様式第26号）

(11) 留意事項

- ①養成機関在学中に婚姻（事実婚を含む）されると契約は解除され、返還となります（ただし、在学中は返還を猶予できます）。就職準備金については、貸付金受領前に婚姻（事実婚を含む）された場合は、貸付決定を受けていても送金することはできません。
- ②他種の修学資金等を利用している場合には、貸付対象とならない場合があります。
 - ア 併用可能 母子父子寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉資金貸付制度、独立行政法人 日本学生支援機構・地方自治体・民間団体・病院等による奨学金・貸付金、専門実践教育訓練給付金（入学準備金は併用不可）
 - イ 併用不可 保育士修学資金貸付等制度、介護福祉士修学資金等貸付制度、専門実践教育訓練給付金（就職準備金は併用可能）
- ③申請前に、群馬県社会福祉協議会が実施する説明会にご参加いただく必要があります。高等職業訓練促進給付金の相談や申請をした市役所、保健福祉事務所の窓口を通じて、説明会の参加申込をしてください。
- ④貸付申請後には、連帯保証人の方も同席の上で、群馬県社会福祉協議会との面接を受けていただくことが必要です。それらの面接、審査等を踏まえて貸付の適否が決定されますので、ご希望に沿えない場合もありますが、ご了承ください。